

社会福祉法人 室蘭市社会福祉協議会
聴覚障害者等ファックス購入助成事業要綱

平成 6 年 6 月 1 日 制 定

平成 7 年 3 月 24 日一部改正

平成 23 年 3 月 29 日一部改正

(目的)

第 1 条 聴覚障害者等ファックス購入助成事業(以下「事業」という。)は、聴覚障害者等の属する世帯に対し、ファックス(以下「機器」という。)購入の助成をすることにより、緊急連絡及び情報提供、コミュニケーションを促進するとともに、聴覚障害者等の在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、室蘭市に居住する次の各号の身体障害者手帳の交付を受けた学齢児以上の者が、現に在宅する世帯とする。

- (1)聴覚障害 4 級以上
- (2)音声・言語機能障害 4 級以上

(助成の申請)

第 3 条 この事業を申請しようとする者は、申請書(様式第 1)に必要書類を添付し、室蘭市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(購入の許可)

第 4 条 購入の許可にあたっては、障害程度、世帯状況、緊急性等を十分考慮し、決定するものとする。

- 2 購入の許可をしたときは、申請者に購入許可通知書(様式第 2)により通知するものとする。
- 3 購入の却下をしたときは、申請者に却下通知書(様式第 3)により通知するものとする。

(購入先)

第 5 条 機器の購入は、室蘭市内の販売店からとする。

(設置確認)

第 6 条 購入を許可された者が機器を購入・設置したときは、すみやかに購入

業者の購入・設置済確認書(様式第4)と助成金口座振替依頼書(様式第5)を会長に提出するものとする。

- 2 購入・設置済確認書が提出されたときは、必要に応じて実地調査等により設置を確認するものとする。

(助成の決定)

第7条 会長は、機器の購入・設置後、すみやかに助成の決定を行い、申請者に対し、決定通知書(様式第6)により通知するものとする。

(助成の範囲)

第8条 助成は、対象者が機器の支払った額から、消費税及び工事費を除いた額の3分の2とし、4万円を限度とする。ただし、助成額に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てるものとする。

(助成金の交付)

第9条 会長は、機器の購入・設置後、申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 虚偽の申請その他不正な行為により給付を受けた者は、給付額の全部、又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。